第5回国民経済計算体系的整備部会 議事録

- 1 日 時 平成29年5月30日(火)11:35~11:55
- 2 場 所 中央合同庁舎第2号館 8階 第1特別会議室
- 3 出席者

【委員】

宮川 努(部会長)、中村 洋一(部会長代理)、河井 啓希、川﨑 茂、北村 行伸、関根 敏降、野呂 順一

【審議協力者】

総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、長野県

【事務局】

(総務省)

横山官房審議官

統計委員会担当室:山澤室長、肥後次長、永島次長、上田次長、吉野政策企画調査官 政策統括官(統計基準担当)室:澤村統計審査官

(内閣府)

経済社会総合研究所国民経済計算部:山岸企画調査課長補佐

4 議 事

- (1) SUTタスクフォースの設置について
- (2) その他

5 議事録

○宮川部会長 それでは、ただ今から第5回統計委員会国民経済計算体系的整備部会を開催させていただきます。

本日は、西郷委員が御欠席です。

本日の部会ですが、前回部会において私から事前に御提案いたしましたSUTタスクフォースの設置について正式に部会として決定したいと思います。

それでは、審議に入ります前に、本日用意されている資料について、事務局から御確認 をお願いいたします。

〇山澤総務省統計委員会担当室長 資料といたしましては、SUTタスクフォースの設置 について(案)があります。そのほかに、参考1-1として金融審議会ディスクロージャー・ワーキンググループ報告の概要。参考1-2として、金融審議会ディスクロージャー・ワーキンググループ報告—建設的な対話の促進に向けて。参考2-1として、企業価値向

上のための決算短信の見直し。参考2-2として、決算短信・四半期決算短信作成要領等。 参考3と参考4は議事の概要と議事録となっております。

私からは以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございます。それでは、議題のSUTタスクフォースの設置についてお諮りしたいと思います。5月19日に公表されました統計改革推進会議最終取りまとめにおきまして、GDP統計の土台となる基準年推計の改善に当たっては、GDP統計の基盤となる産業連関表の供給・使用表(SUT)体系への移行が重要であり、そのための基礎統計の整備や行政内の検討体制の整備などの基盤整備、スケジュール、リソースの確保等が提言されました。統計委員会は、司令塔として、関係府省等から構成される(仮称)SUT体系移行推進チームに対して具体的な整備方針等を指示し、進捗状況をチェックするため、推進プロジェクトチームからは適時報告を受ける形になります。前回部会で私からも申し上げましたように、この統計委員会の役割を担うべくSUTに係る課題につきましては適時適切にスピード感を持って対応していく必要があります。そのために、本部会の下にSUTタスクフォースを早急に設置したいと考えております。

本日、SUTタスクフォースの設置目的、構成員、検討スケジュール等の案に関する資料を用意しましたので、事務局から御説明をお願いいたします。

〇山澤総務省統計委員会担当室長 資料を御覧ください。まず、設置の目的ですが、産業連関表のSUT体系への移行及びGDP統計の改善に係る課題等について、関連する基礎統計の改善も含め、基本的な方針、次期基本計画における取り扱い等を効率的・集中的に審議することが目的となっております。

構成員としましては、座長が宮川先生で、座長代理が中村委員、川崎委員、西郷委員となっております。タスクフォースの座長は、その所属する委員以外の委員、臨時委員・専門委員及び審議協力者の参加を求めることができます。

3番目に、審議スケジュールですが、当面タスクフォース会合をおおむね月1~2回程度開催し、以下のスケジュールで審議を行う予定になっています。6月は検討課題の整理、審議予定の確認等、7月は関係府省等からの報告、委員からの意見提示等、8月は、次期基本計画における基本的な考え方を取りまとめ、国民経済計算体系的整備部会に報告する予定となっています。

4番目ですが、そのほかタスクフォースの運営については、審議方針の「基本計画部会 ワーキンググループの運営について」を準用いたします。

私からは以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございます。それでは、まず、この案のとおりSUTタスクフォースを設置して、座長についてはタスクフォースを設置する場合には部会長が兼ねるということになっておりましたので、私が座長を務めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。今後は早急に事務局と相談しまして、具体的な審議日程、審議事項を整理するなど、タスクフォース会合開催の準備を進めまして、できるだけ早く御案内したいと思います。所属委員の皆様

には御多用のところ恐縮ですけれども、御知見をいただければ幸いです。また、関係府省におかれましても、資料の作成やタスクフォース会合での説明など御協力をお願いすることになると思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、もう一つ、参考資料として掲げておりました金融審議会の議論の動向、これは中間報告の際にも、法人企業統計調査の早期化と絡んで少し調べますと前回お話ししたかと思います。その点について少しお話しさせていただきたいと思います。

前回部会で四半期法人企業統計調査の試験的な調査の関係で、金融審議会における四半期開示に関する議論との整合性が議論になりました。事務局に事実関係を確認してもらうことになっていました。本日はその結果を事務局から報告していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇山澤総務省統計委員会担当室長 それでは、金融審議会の動向について報告いたします。 まず、参考1-1を御覧ください。これは平成28年に公表された金融審議会ディスクロー ジャー・ワーキンググループ報告の概要です。同ワーキンググループでは、決算短信、事 業報告と有価証券報告書といった制度開示に係る自由度の向上と対話に資する情報の充実 による効果的・効率的で適時な開示を進めるための審議が行われ、前回、野呂委員が指摘 されたような制度開示の開示内容の整理・共通化・合理化や非財務情報の開示の充実、よ り適切な株主総会日程の設定を容易とするための見直しなどの提言がまとめられました。 このうち有価証券報告書につきましては、参考1-1中段③のとおり、事業報告との共通 化、開示内容の合理化、経営方針・経営成績等の分析等の記載の充実といった提言であっ て、開示の早期化には触れておりません。一方、速報性が重視される決算短信につきまし ては、①のとおり、監査・四半期レビューが不要であることの明確化、速報性に着目し、 記載内容を削減、記載を要請する事項をサマリー情報、業績概要、連結財務諸表等に限定 といった提言となりました。監査レビューの省略、記載内容の削減などの結果として開示 の早期化につながることが期待されます。決算短信等の具体的な見直しの方向性について、 金融審議会ディスクロージャー・ワーキンググループの提言の詳細は参考1-2の5ペー ジ以降を御覧ください。この提言が出された後、提言の実現に向けた動きがあり、平成 29 年2月に東京証券取引所が決算短信・四半期決算短信作成要領等を改定し、平成29年3月 期より適用されております。

参考 2-1 を御覧ください。東京証券取引所が決算短信の見直し内容をまとめたものです。金融審議会の提言に沿って決算短信の開示の自由度を高め、速報としての役割に特化することが述べられております。

また、参考2-2は、作成要領を一部抜粋したものとなりますが、2枚目、3ページの①決算発表の早期化の要請の次に、東証では、上場会社の決算短信または四半期決算短信の開示時期について、以下のような早期化の要請を行っていますとして、とりわけ事業年度または連結会計年度に係る決算については、同じページの下から3分の1ほどのところですが、決算期末後30日以内の開示がより望ましいと具体的に明記されております。東京証券取引所の要領改定は、企業の選択肢の幅を広げるものですが、企業が実際に新たな手法で開示するか従来どおりの手法で開示するかは、企業の自主的な判断に委ねられており

ます。そのため、新手法による開示に一度に切りかわるという性格のものではありませんが、徐々に新手法に基づく対応が進むことが期待されます。この結果、新手法の浸透に伴って四半期開示を早期化する企業が増えていくようであれば、今後財務省が行おうとしている法人企業統計調査の試験調査においても、そのような企業からは回答が得やすくなるのではないかと考えております。

私からの説明は以上です。

- **○宮川部会長** どうもありがとうございました。ただ今の説明につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。
- ○中村委員 今御説明のあった参考2-2の3ページで決算期末後 30 日以内の開示がより望ましいと記載している「決算短信」というのは通期のことであって、「四半期決算短信」については、その下の「四半期決算短信の開示時期について」のところで、従来どおり 45 日と、この早期化の対象にはならないと書いてありますね。四半期については 45 日のままだけれども、決算短信の方が 30 日以内となってくれば、四半期の方もそれにつられて早まるのではないかという期待があるということでしょうか。
- **○吉野総務省統計委員会担当室政策企画調査官** 事務局から御説明いたします。先生のおっしゃるとおりでありまして、東証としては、中段にありますとおり、決算短信の早期化を要請しております。その上で、年度決算短信については 30 日とかなり具体的に踏み込んだ数字を出している。一方、四半期決算短信については、具体的なことは言いませんという整理をしているようです。
- **〇宮川部会長** よろしいですか。野呂委員。
- **○野呂委員** 前回の部会で突然この話が出て、若干、年度決算と四半期短信のルールがすぐ思い出せなくて混乱したことがありまして、そこは訂正したいと思います。今日の統計委員会の中間報告の中でも、表現ぶりを拝見しますと、「その動向との整合性にも留意」と幅のある表現ですので、ここには全然異論もありませんので、このままでよろしいかと思います。

持論にこだわるわけでもありませんけれども立場もありますので、状況を申し上げますと、四半期短信につきましては、ステークホルダーとの対話を重視するために、例えば、項目を非常に簡略し、あるいは自由度を上げることによって期待できるという方向もあるようでした。この間の日経新聞にも載っていたのですけれども、実際簡素化してみたところ、アナリストあるいはメディアから項目が足りんと言われて、結局簡素化できるのかどうかということもありました。そういう意味では、同床異夢になるか分かりませんけれども、この「整合性にも留意」については、早期化の期待もできるけれども、決算短信の中身と、場合によっては四半期の調査票との定義が乖離するようなある意味の心配もある、という両面で理解させていただきたいと思います。

○宮川部会長 どうもありがとうございます。この件については、既に中間報告は今野呂 委員がおっしゃったように整合性に留意するという形ですので、もう少し動向を見て、法 人企業統計側の試験的な調査でどれぐらいの情報がとれるかということも考えていきたい と思っております。

ほかに御意見等いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、今申し上げましたように、この件につきましては、金融審議会の報告を受けて、今後それと整合的な形で注視していきたいということ。それから、法人企業統計調査の試験的な調査に関係する場合もあるので、引き続き留意・注視していきたいということでよろしいかと思います。

続きまして2点目なのですが、法人企業統計調査の母集団名簿の精査についてです。先ほども統計委員会の方でも議論がありました。第1回部会で委員の方から、法人企業統計調査の母集団名簿と事業所母集団データベースの乖離状況について、いずれかの段階で説明してほしいという御要望がありました。この点については、私の方からも財務省に対して早急に準備するよう依頼しておりましたけれども、先ほど開かれました統計委員会において西村委員長から、事業所母集団データベースの整備の一環として、基本計画部会ワーキンググループでの審議をお願いしたいという御提案がありました。統計委員会の方でも異議なく承認されましたので、そのようにしたいのがまず1点であります。

それから、ワーキンググループの日程につきましては、既に事務局から委員の皆様にお知らせしていると思いますけれども、委員の皆様は、自分が所属するワーキンググループ以外のワーキンググループにも参加することができることを先ほども確認いたしましたので、それを御希望の委員の方はまず事務局には御連絡いただきますようお願いしたいと思います。また、ワーキンググループへの参加の有無にかかわらず、本部会の委員の皆様には説明用の資料の準備ができ次第速やかにお送りいたします。こういう形で対応することでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○宮川部会長 それでは、異議なしということですので、今申し上げた形で進めます。財 務省におかれましては、そのワーキンググループへの報告につきまして速やかな御対応を お願いしたいと思います。

本日予定しました審議は以上です。

それでは、次回の部会の開催日程について事務局から御連絡お願いいたします。

- 〇山澤総務省統計委員会担当室長 次の部会の日程はまだ検討中でありますので、後日改めて御案内したいと思います。
- **○宮川部会長** それでは、以上をもちまして本日の部会は終了といたします。長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。